

# 第 54 期 ( 第 9 回 ) 高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 6 年 8 月 1 日

場 所 高 知 労 働 局

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - ( 1 ) 中央最低賃金審議会における「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 ) 」の伝達について
  - ( 2 ) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について ( 諮問 )
  - ( 3 ) そ の 他
- 3 閉 会

## 資 料

- 1 第 54 期高知地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 高知県最低賃金専門部会委員名簿
- 3 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 )
- 4 一般貨物自動車運送業及び電子部品等製造業最低賃金改正決定に係る申出書
- 5 郵政産業労働者ユニオン高知支部「高知県最低賃金の改正決定に係る意見書」
- 6 高知県最低賃金の改正決定について ( 答申 ) ( 令和 5 年度写 )

## 別 冊 資 料

- 0 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 )
- 1 令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 ( 第 1 回 ) 資料
- 2 令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 ( 第 2 回 ) 資料
- 3 令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 ( 第 3 回 ) 資料
- 4 令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 ( 第 4 回 ) 資料
- 5 令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 ( 第 5 回 ) 資料
- 6 改定審議一般資料 令和 6 年度
- 7 最低賃金に関する基礎調査結果 令和 6 年度
- 8 最低賃金額と生活保護費の比較 令和 6 年度

# 第54期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益委員	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表委員	いちがわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	おおさき まさひろ 大崎 真広	凸版印刷労働組合エレ関東支部副支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事(令和5年6月28日任命)
	かたやま こうき 片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

高知地方最低賃金審議会  
高知県最低賃金専門部会委員名簿

(令和6年7月18日任命)

区分	氏名	現職
公益代表	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之



令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

高知労働局  
局長 菊地 宏二 殿



2024年7月12日

高知市布師田金山 3936-1 四国運輸労働組合内  
全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会  
議長 程 岡 範 人

## 申 出 書

最低賃金法第 15 条 1 の規定により、高知県産業別最低賃金の一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

高知県において、一般貨物自動車運送業を営む使用者に使用される貨物自動車（貨物自動車とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条の大型自動車（車輛総重量 8 トン以上もしくは最大積載量 5 トン以上の自動車）であって、貨物の運送に供するものをいう。以下同じ。）の運転業務に従事する労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

高知県一般貨物自動車運送業最低賃金

3. 上記 2. の最低賃金の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条 2 項に基づく、最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働者協約の適用労働者数	390 名
高知県における一般貨物自動車運送業を営む使用者に使用される労働者数	2,053 名
	$390 \text{ 名} \div 2,053 \text{ 名} \approx 18.99\%$
(最も低い)労働協約の金額 = (時間額) 950 円 (日額) 7,413 円	
現在適用されている法定最低賃金額 = (時間額) 910 円	

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③高知県における一般貨物運送業の事業所数と労働者の概数及び、このうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者の概数を記した書面。

以上

2024年度高知県一般貨物自動車運送業運転者の金額改訂申出に関する資料

# 高知県一般貨物自動車運送業運転者の最低賃金額改定申し出について

## 1. 運輸産業をとりまく情勢

2023年12月末のトラック事業者数は、63,127者で前年度と比べ125者の0.2%減少しています。事業者数を規模別にみると、保有車両10両以下の事業者が全体の54.8%を占め、依然として10台以下の割合が高くなっています。このような中、2023年度の国内総輸送量は、41億6,300万トンの前年同期比0.5%減と、前年度における落ち込みの反動もあり消費関連貨物がプラスに転換するほか、生産関連貨物も小幅ながらプラスを維持する一方、建設関連貨物が輸送量を大きく下押しすると予測しています。

輸送トン数を輸送機関別にみると、自動車は38億1,140万トンの前年同期比0.4%減、鉄道は3,900万トンの同1.9%増、内航海運は3億1,210万トンの同2.8%減、国内航空は56万4,000トンの同2.6%増となり、鉄道および国内航空を除く輸送機関では建設関連貨物の不振が下押し要素となり前年度を下回ると予測しています。内訳を品別輸送量でみると消費関連貨物は、可処分所得の減少などを背景に個人消費が減少する一方、物価上昇に伴う需要下押し効果は徐々に剥落するほか、前年度における減少の反動もあって2.4%増とプラスへの反転が期待できるが、夏期における猛暑効果を受け、水物が好調に推移したとみられるほか、日用品や農水産物なども小幅ながらプラスの荷動きがあったと予測しています。

生産関連貨物は、原材料・燃料価格が高止まり、また鉱工業生産の減少が予測される中で、工作機械などにはやや低調な荷動きが避けられないものの、自動車・自動車部品、鉄鋼、化学工業品などに小幅な増加が期待できることから通年では0.5%増となり、プラスに反転すると予測しています。建設関連貨物は、公共投資の増加が予測されるものの、大規模土木工事の執行が期待できないほか、新設住宅着工戸数が減少する中で砂利・砂・石材やセメント・生コンなどを中心に2.7%減となり、総輸送量を大きく下押しすると予測しています。

少子高齢化社会に加え、このようなトラック運輸の実態から、就労を希望する若者は減少しており、労働力不足や高齢化の進行が現実味を帯び、このままでは物流が止まる可能性もあり、日本経済に与える影響に懸念されています。

## 2. トラック運輸産業で働く労働者の総労働時間

「働き方改革関連法」の成立により労働基準法が改正され、2019年4月（中小企業は2020年4月）から罰則規定付きで時間外労働の上限規制（一般則）が適用され、2024年4月からは「自動車運転の業務」についても上限規制が適用されます。また、政府は過労死の撲滅に向けて11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、毎年「過労死等防止対策白書」を発行し、その中でトラック運輸産業の長時間労働を指摘しています。

長時間労働の常態化は、若者を中心にこの産業への入職が進まない大きな要因となっており、深刻なドライバー不足となっています。実際、厚生労働省による2022年の全産業の総労働時間は年間2,172時間（前年2,172時間）であるのに対し、営業用貨物自動車の総労働時間は年間2,540時間（前年2,512時間）となっており依然として全産業計と比較して超過しており、総労働時間の短縮が急がれる状況が続きます。



### 3. トラック運輸産業で働く労働者の賃金実態

トラック運輸産業は、国内貨物輸送の90%以上の輸送を担う、国民生活や経済活動に欠かすことのできない基幹産業です。しかし、私たちの賃金実態は、全産業の中で極めて低位に置かれ、このことが入職の妨げとなり、深刻な労働力不足を招く要因のひとつとなり改善が急がれる状態にあります。

厚生労働省の毎勤統計による2023年6月度の道路貨物運送業の賃金支給総額は、330,025円で、前年を7,079円上回りはしましたが全産業(374,748円)の88.1%の水準(前年は87.6%)と依然大きな格差が存在しています。また、トラック運輸の時間あたり賃金では1,615円と、全産業(2,302円)の73.6%の水準(金額差は607円)と格差があり、他産業より長く働いているにも関わらず、賃金格差は広がっている実態にあります。

また、毎勤統計(2022年平均)によるトラック運輸の一時金は639,000円で、全産業の1,206,000円の53.0%の水準にとどまっています。一時金を含めた年間賃金では、全産業の5,631,000円に対してトラック運輸は4,506,000円となり、大きな格差(全産業の80.0%、金額で1,125,000円の差)が存在しています。

### 4. トラック最低賃金の必要性

トラック運輸産業は日本の経済の流通を支えるという公共的な使命を担っていますが、荷主企業の競争力確保からコスト削減を輸送コストに求められ、運賃料金の値下げが余儀なくされています。また、規制緩和による新規参入業者が相次ぐなかで過当競争が激化して運賃料金の収受単価は低下しています。

よって、現在の厳しい社会情勢のなか、トラック運輸産業は年々貨物輸送量が減少しているにもかかわらず、このようなトラック運輸産業の事業間競争による運賃ダンピング競争や荷主企業の運賃料金の値下げ要請、コストの増加はトラック運輸産業に働く労働者の賃金低下へとつながっていきます。

私たちはこのような情勢にあって賃金の低廉化に歯止めをかけ、底上げを図り、あわせて、若者の入職希望増加による労働者不足の解消とトラック運輸産業全体の輸送秩序を守るためにも最低賃金の金額改善が最も重要であると考えます。

また、新規参入業者の増加による未組織労働者の増大、異常といえるまでの運賃料金の値下げ競争で輸送コスト削減のために社会保険等の未加入業者までが横行するに至っており、「公正な競争ができる」「輸送秩序のレベルアップ」が目指せるトラック運輸産業にしていくためにも貨物自動車運転手の最低賃金を改定したく申し出をいたします。

# 2024 年度最低賃金に係る協定

2024 年度の最低賃金に関し、次の通り協定する。

## 記

- (1) 適用する使用者  
本協定に調印している使用者。
- (2) 適用労働者  
(1)の使用者によって使用される組合員であって、貨物の運搬業務に供する車輛総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の自動車の運行業務に従事する者に適用する。但し、当核者が、運行業務に従事しない時や見習期間中の時は、本協定の適用を除外する。
- (3) 前項の労働者に係る最低賃金
- |     |            |
|-----|------------|
| 月 額 | 円          |
| 日 額 | 7, 9 2 0 円 |
| 時間額 | 9 9 0 円    |
- (4) 前項の最低賃金から除外する賃金  
家族手当、通勤手当、精皆勤手当、及び所定労働時間外の賃金。
- (5) 実施期日  
2024 年 5 月 1 日
- (6) 協定期間  
原則として 1 年間。
- (7) 法定最低賃金の金額改訂の申し出に係る合意  
最低賃金法第 1 6 条の 4 の規定により、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の決定（改訂）を求める申し出に合意する。
- (8) 最低賃金の算出方式  
(3)項に定める最低賃金は、次の算式で算出した賃金額とする。  
『所定内賃金（(4)項の賃金を除外した賃金額）＋所定内業績給』

$$\text{所定内業績給} = \text{業績給（稼動給）} \times \frac{\text{所定内労働時間}}{\text{総労働時間}}$$

以上

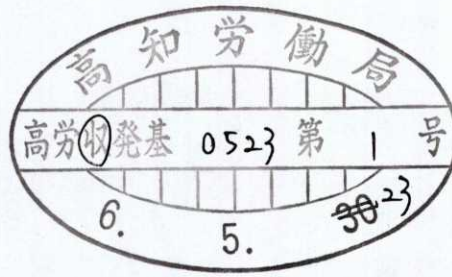
## 2024年度組合別最低賃金協定額一覽表

(A) 特別積み合せ貨物運送業(H442)

(B) 一般貨物自動車運送業(H441)

NO	組 合 名	産業分類	大型 運 転 者 数 2024年7月1日現在 (労働協約) (協定者数)	協定区分	大型 運 転 者 関 係 最 賃 額		
					時間額	日 額	月 額
1		A・B	46	統一協定	990	7,920	
2		B	17	統一協定	990	7,920	
3		B	42	統一協定	990	7,920	
4		A・B	75	統一協定	990	7,920	
5		B	2	統一協定	990	7,920	
6		A・B	13	企業内	1,150	9,200	
7		A・B	13	企業内	950	7,550	190,000
8		A・B	41	企業内	1,212		203,600
9		B		企業内			
10		A・B		企業内			
11		A・B		企業内			
12		B	29	企業内	1,059	7,413	163,100
13		A・B	52	企業内	1,090	8,720	
14		A・B	3	企業内	1,775	14,196	298,121
15		A・B	24	企業内		7,600	
16		A・B	33	企業内	990	7,920	
17		B		企業内			
18		B		企業内			
19		B		企業内			
20				企業内			
合計人数			390名	(0)			

高知労働局  
局長 菊池 宏二 殿



令和6年 5月23日

電機連合高知地域協議会  
事務局長 竹筒平司 貴隆

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

高知県において電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 439名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

高知県において電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし次に掲げる者を除く

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付けの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰又は部品そう入業務。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっていないものを除く

申出合意者数 138名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

申請産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業の適用を受ける労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正を求める。

6. 添付書類

- (1) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性に関する決議書
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申し出に関する合意書及び委任状
- (3) 賃金格差疎明資料

以 上

## 賃金格差疎明資料

### 1. 規模別所定内賃金額

(資料出所) 厚生労働省 令和5年賃金構造基本統計調査 都道府県別第1表

#### 【集計区分 高知県 E】 製造業

年	企業規模	全規模	10~99人	100~999人	1,000人以上
令和4年	所定内賃金額(円)	1,460	1,376	1,503	1,677
	指数	100	94.2	102.9	114.9
令和5年	所定内賃金額(円)	1,502	1,441	1,550	1,356
	指数	100	95.9	103.2	90.3

#### 【集計区分 高知県 E28】 電子部品・デバイス・電子回路製造業

年	企業規模	全規模	10~99人	100~999人	1,000人以上
令和4年	所定内賃金額(円)	1,237	1,756	1,219	—
	指数	100	142.0	98.5	—
令和5年	所定内賃金額(円)	1,217	1,519	1,199	—
	指数	100	124.8	98.5	—

#### 【集計区分 高知県 E29】 電気機械器具製造業

年	企業規模	全規模	10~99人	100~999人	1,000人以上
令和4年	所定内賃金額(円)	1,133	904	1,277	—
	指数	100	79.8	1.13	—
令和5年	所定内賃金額(円)	1,390	1,557	1,214	—
	指数	100	112.0	87.3	—

注：①所定内賃金額は、1人1時間当たりの所定内給与額を（男女を加重平均したもの）所定内実労働時間数で除した額

②指数は、全規模の所定内賃金額を100として比率を算出

### 2. 四国隣県の電機産業企業高卒初任給額

高知県 T 社	188,500 円 (時間額 1,189 円)	前年 1,121 円
高知県 M 社	157,700 円 (時間額 1,051 円)	前年 1,051 円
高知県 N 社	155,500 円 (時間額 968 円)	前年 937 円
愛媛県 R 社	190,000 円 (時間額 1,231 円)	前年 1,161 円
愛媛県 P 社	188,000 円 (時間額 1,217 円)	前年 1,159 円
愛媛県 T 社	187,000 円 (時間額 : 1,212 円)	前年 1,158 円

以 上

2024年7月16日

高知地方最低賃金審議会  
会長 近藤 啓明 殿

郵政産業労働者ユニオン高知支部  
支部長 大家 貴弘  
住所 高知県高知市北本町1-10-18  
高知中央郵便局内

## 高知県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、高知県最低賃金は、時給1500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

高知県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金897円（端数繰り上げ）プラス20円で920円です。個人人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、月収約15万円でしかありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

高知県の最低賃金897円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給1500円は10年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。高知地方最低賃金審議会は、時給1500円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、高知地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

- 2、2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違うことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

高知県労連の2022年「最低生計費試算調査」でも若者が一人暮らしするには月25万円が必要ということが明らかになっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を100指数とすると沖縄では最低生計費97.4指数、最低賃金80.5指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

高知地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上



令和5年8月14日

高知労働局長  
中村 克美 殿

高知地方最低賃金審議会  
会長 近藤 啓明

### 高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け高労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の高知県最低賃金（時間額820円）は令和3年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であり、中小企業・小規模事業者への支援が適切に行われるよう、本答申に当たり、下記のとおり、政府及び高知労働局に強く要望する。

### 記

#### 1 政府への要望事項

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、今後の最低賃金増額のロードマップを明示いただきたい。併せて、長期的視野に立った具体的かつ直接的な以下の支援策の構築に取り組んでいただきたい。

- (1) 下請取引の適正化に関し、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、特にエネルギー費や労務費のコスト上昇分の適切な転嫁に向け、法整

備を含む実効ある解決策を実施いただきたい。

- (2) 最低賃金引上げにより、経営状況に大きく影響を受ける企業に対し、賃金上昇分を一定期間補填するなどの直接的な施策を行っていただきたい。
- (3) 最低賃金の引上げにより、税及び社会保険料の金額が変更されるいわゆる年収の壁のため、労働者が就業の調整を行う実態が少なからず生じている。この問題は、人手不足の現状に悩む事業者にとって、看過できない問題であることから、いわゆる年収の壁の上限を大幅に引上げる等の対策を確実に行っていただきたい。
- (4) 生産性向上の支援のため、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるよう、支援の一層の強化を求める。なお、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

## 2 高知労働局への要望事項

- (1) 業務改善助成金については、高知労働局において、高知県と連携を図るなどにより、以前と比較して、その活用が進んでいることについて評価するが、最低賃金の引上げ率の上昇を踏まえ、さらなる創意工夫によって周知を図り、一層の利用及び活用を促進することを要望する。

## 高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
高知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 8 9 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 高知県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 2 0 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 1 0 月 2 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
1 8 ~ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（9 2 , 0 7 4 円）

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 3 年 1 0 月 2 日発効の高知県最低賃金の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1 箇月換算額

$$8 2 0 \text{ 円(高知県最低賃金)} \times 1 7 3.8 \text{ 時間(1 箇月平均法定労働時間)} \\ \times 0.8 1 6 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 1 1 6 , 2 9 3 \text{ 円}$$

時間給 8 2 0 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 3 年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率